

松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱

平成29年5月11日

松阪市告示第329号

(趣旨)

第1条 松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、中小企業の販路開拓（以下「事業」という。）のための展示会・商談会等への出展経費の一部を補助することにより、技術及び製品の販路拡大及び新規需要の開拓を促進し、もって本市の産業振興に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、日本標準産業分類で製造業を主たる事業として営む事業所であり、松阪市内に本社若しくは事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は中小企業者が複数連携して共同で事業を行う者で、本市の市民税の滞納（不申告を含む。）をしていないものとする。

(補助対象事業、補助対象経費及び実施期間)

第4条 補助対象事業は、別表第1に掲げる事業内容のうち、松阪市中小企業伴走型事業補助金交付要綱（平成29年松阪市告示328号）の補助金の交付を受けていないものとする。

2 補助対象経費は、別表第2に掲げる経費のうち、市長が必要かつ相当と認めるものとする。

3 事業の実施期間は、補助金交付決定を受けた年度内とする。

(交付額)

第5条 補助金の額は、別表第1に基づき算出した額とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

3 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 決算書書類（貸借対照表・損益計算書（直前決算1か年分のもの）税務署受付印又はe-Tax（電子申請）により申告している場合は「受信通知」があること）

(2) 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

(3) 会社パンフレット、出展等計画書等

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査及び申請者からの聞き取り等を行うとともに、関係各課から評価を聞いた上で、総合的に判断して交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

3 第1項の軽微な変更とは、変更の内容が、事業の能率的又は効率的な実施に資するもの、かつ、補助目的の達成に支障がないものであって、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助金交付決定額が変更しない範囲での対象経費の変更

(2) 事業の目的を損なわない範囲で事業計画の細部を変更

(3) その他市長が軽微な変更と認めるもの

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市販路拡大支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の支出関係を証明する書類（請求書及び領収書等）の写し

(2) 補助事業の実施状況写真

(3) その他市長が定める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金額確定通知書（様式6号）により補助決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の確定通知を受けた者は、当該確定通知を受けた日から起算して30日以内に松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市中小企業販路拡大支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（終期等）

第13条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別の事情がない限り令和11年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助決定者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日告示第59号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第70号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第109号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第147号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業

事業内容	補助率	限度額
次のいずれかに該当し、中小企業者が自ら策定した事業計画書に基づき実施するもの (1) 国内又は海外で開催される展示会及び商談会等の出展に係る事業 (2) その他市長が適当と認めたもの	補助対象経費の2分の1以内	250千円／件
次のいずれかに該当し、中小企業者が複数連携し、共同で策定した事業計画に基づき共同で実施するもの (1) 国内又は海外で開催される展示会及び商談会等の出展に係る事業 (2) その他市長が適当と認めたもの	補助対象経費の2分の1以内	500千円／件

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内容
旅費	事業従事者の旅費
印刷製本費	商品又は技術のPR媒体作成経費
通信運搬費	出展物の輸送に係る費用
賃借料	会場使用料
負担金	展示会出展料
委託費・外注費	小間装飾費、通訳・翻訳料等
その他	その他市長が認める経費